

監理技術者等の兼務に係る取扱いについて（通知）

豊川市では令和 6 年 1 2 月 1 3 日施行の建設業法及び建設業法施行令の改正に伴い、監理技術者等の兼務に係る取扱いを下記のとおり行いますのでお知らせします。

記

監理技術者等を兼務できる工事は、国、愛知県及び豊川市の発注する公共工事を原則とする。（当該発注機関の長が民間工事の兼務を認めた場合はこの限りではない。）ただし、国、愛知県の発注する公共工事は施工箇所が豊川市内に限るものとし、次の 1 から 5 の何れかに該当するものとする。

1 主任技術者の兼務

公共性のある工作物等に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。（建設業法施行令第 27 条第 2 項参照）
※この規定は専任の監理技術者には適用されない。

具体的な要件は別紙 1 とする。

2 監理技術者等の兼務（専任特例 1 号）

各建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）かつ法令規則で定める要件を満たす場合、2 件の工事現場を兼任することができる。

具体的な要件は別紙 2 とする。

3 監理技術者の兼務（監理技術者補佐を配置）（専任特例 2 号）

工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置くことを要件とし、2 件の工事現場を兼任することができる。

具体的な要件は別紙 3 とする。

4 監理技術者等が複数の工事を同一の工事として管理

同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合、複数の工事を同一の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる。

具体的な要件は別紙 4 とする。

5 営業所技術者等の兼務

建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）かつ法令規則で定める要件を満たす場合、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう）が1件の監理技術者等の職務を兼任することができる。ただし、専任特例を活用する場合との併用はできない。

具体的な要件は別紙5とする。

主任技術者の兼務

- 1 豊川市が発注する工事における専任の主任技術者の兼務について、建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用に係る運用基準を定めました。監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
 - (2) 工事現場の相互間隔が 10 km 程度の近接した場所であること。
 - (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
 - (4) 同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件までとする。
- 2 本工事で主任技術者を兼務する場合は、様式第 23-3 の主任技術者兼務届（建設業法第 27 条第 2 項関係）（愛知県様式準用）を提出すること。

監理技術者等の兼務（専任特例 1 号）

- 1 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合（以下、「専任特例 1 号」という。）は、監理技術者 制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
 - (2) 工事の工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道 2 時間以内であること。
 - (3) 下請け次数が 3 を超えていないこと。
 - (4) 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務経験を有するものであること。
 - (5) 建設キャリアアップシステム等（CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能）により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置の計画書（参考様式）を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備え置くこと。
 - (7) 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 兼務する工事の数は 2 件を超えないこと。
 - (10) 豊川市低入札価格調査制度取扱要領第 3 条に規定する調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。
- 2 本工事又は兼任する他工事専任特例 1 号を適用する場合は、様式第 23-4 の主任技術者等兼務届（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号関係）（愛知県様式準用）を提出すること。
- 3 工事途中において、請負金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合や下請け次数が 3 を超える場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。

監理技術者の兼務（監理技術者補佐を配置）（専任特例 2 号）

- 1 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合（以下、「専任特例 2 号」という。）は、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。なお、専任で配置する監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係）があること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 同一の監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）
 - (4) 監理技術者が兼任できる工事は、豊川市内で、工事現場間を直線で結んだ距離が 10 km 程度以内とする。
 - (5) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (6) 監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制であること。
 - (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (8) 豊川市低入札価格調査制度取扱要領第 3 条に規定する調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。
- 2 本工事又は兼任する他工事で専任特例 2 号を適用する場合は、様式第 23-5 の監理技術者兼務届（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号関係）（愛知県様式準用）に加えて、(5)～(7)について各工種における業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。
- 3 本工事において、監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置の必要がなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

監理技術者等が複数の工事を同一の工事として管理

- 1 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合、複数の工事を同一の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる。

「同一の建築物又は連続する工作物」及び「複数の工事を同一の工事とみなし」の考え方について、次の事項を基本とし、土木工事現場必携（愛知県建設局 令和 7 年 4 月版）P507-509 の事例を参考に運用することとする。

- ① 主たる工種（積算体系のレベル 2）が同一で、工作物が接している工事。
- ② すべての注文者（発注者）が認めた工事であれば、件数に制限は設けない。
- ③ 施工ヤードが隣接するのみの工事は、同一の工事とみなさない。
- ④ その他、合理的な技術上の管理が可能な範囲で発注者が認める工事。

④については、契約検査課検査係と調整を行うこと。

- 2 本工事で監理（主任）技術者が複数の工事を同一の工事として管理する場合は、同一監理（主任）技術者承諾願（愛知県様式準用）を提出すること。

営業所技術者等の兼務

- 1 本工事において、建設業法第26条の5の規定による場合の営業所技術者等と監理技術者等の兼務については、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。ただし、専任特例を活用する場合との併用はできない。
 - 1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事
 - (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
 - (2) 各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。
 - (3) 営業所と工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と営業所との間の移動距離がおおむね片道2時間以内であること。
 - (4) 下請け次数が3を超えていないこと。
 - (5) 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるためのもの（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。土木一式 工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有するものであること。
 - (6) CCUS 等（CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能）により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
 - (7) 人員の配置の計画書（参考様式）を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場に備えおくこと。
 - (8) 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 兼務する工事の数は1件以下であること。
 - (10) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (11) 豊川市低入札価格調査制度取扱要領第3条に規定する調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。
 - 2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事
 - (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
 - (2) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - (3) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - (4) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- 2 本工事で営業所技術者等と監理技術者等を兼務する場合は、様式第 23-6 の主任技術者等兼務届（建設業法第 26 条の 5 関係）（愛知県様式準用）を提出すること。
- 3 工事途中において、請負金額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合や下請け次数が 3 を超える場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降監理技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。